

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】令和3年3月25日(2021.3.25)

【公開番号】特開2018-131617(P2018-131617A)
 【公開日】平成30年8月23日(2018.8.23)
 【年通号数】公開・登録公報2018-032
 【出願番号】特願2018-22842(P2018-22842)
 【国際特許分類】

C 0 9 B 29/09 (2006.01)
 C 0 9 B 1/28 (2006.01)
 C 0 9 B 1/32 (2006.01)
 C 0 9 B 55/00 (2006.01)
 B 4 1 M 5/385 (2006.01)

【F I】

C 0 9 B 29/09 C S P B
 C 0 9 B 1/28
 C 0 9 B 1/32
 C 0 9 B 55/00 A
 B 4 1 M 5/385 4 0 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月29日(2021.1.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

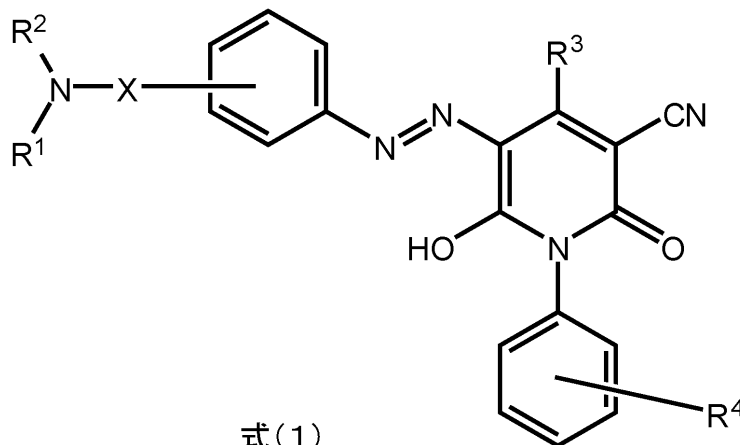
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記式(1)で示される構造を有することを特徴とする色素化合物。

【化1】



【式(1)中、R¹は、アルキル基を示し、
 R²は、水素原子又はアルキル基を示し、
 R³は、アルキル基、無置換のアリール基、置換基を有するアリール基又はアミノ基を示し、
 R⁴は、水素原子、アルキル基、又はアルコキシ基を示し、

X は、カルボニル基又はスルホニル基を示す。]

【請求項 2】

前記式(1)中の R¹ と R² とが同じアルキル基である請求項 1 に記載の色素化合物。

【請求項 3】

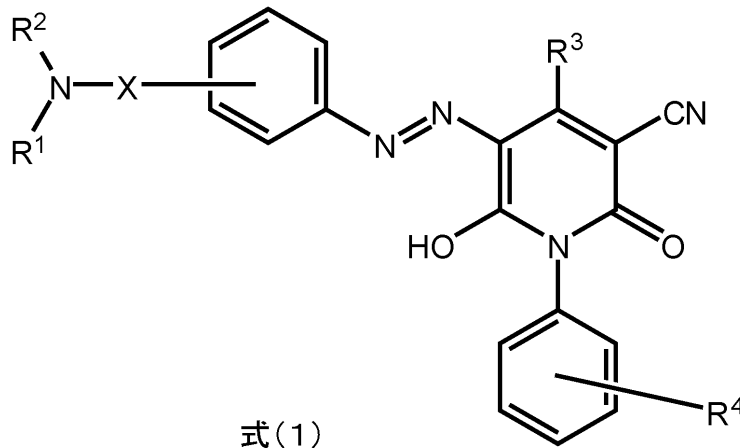
基材と、該基材上に色材層とを有する感熱転写記録用シートであって、

該色材層は、イエロー染料を含有するイエロー染料層、マゼンタ染料を含有するマゼンタ染料層、及びシアン染料を含有するシアン染料層を有し、

該イエロー染料が、下記式(1)で示される構造又は下記式(2)で示される構造を有する化合物から選ばれる少なくとも 1 種の化合物を含み、

該シアン染料が、下記式(3)で示される構造又は下記式(4)で示される構造を有する化合物から選ばれる少なくとも 1 種の化合物を含む、ことを特徴とする感熱転写記録用シート。

【化 3】



[式(1)中、R¹ は、アルキル基を示し、

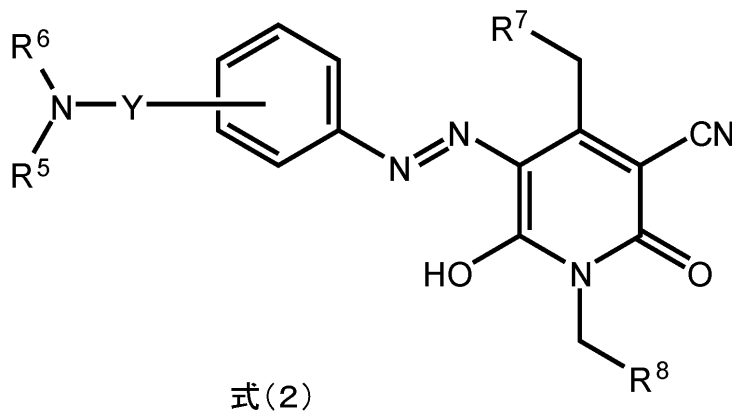
R² は、水素原子又はアルキル基を示し、

R³ は、アルキル基、無置換のアリール基、置換基を有するアリール基又はアミノ基を示し、

R⁴ は、水素原子、アルキル基、又はアルコキシ基を示し、

X は、カルボニル基又はスルホニル基を示す。]

【化 4】



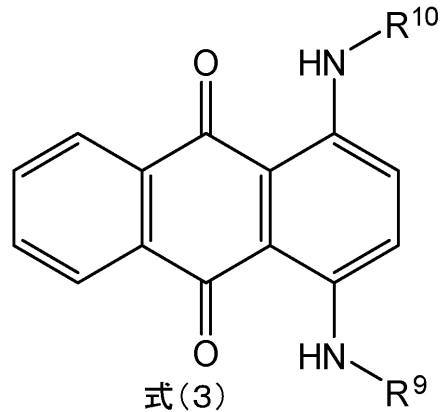
[式(2)中、R⁵ は、アルキル基を示し、

R⁶ は、水素原子又はアルキル基を示し、

R⁷ 及び R⁸ は、各々独立して、アルキル基を示し、

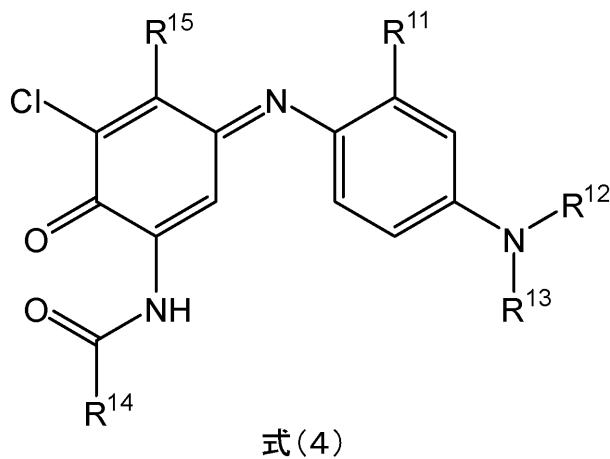
Y は、カルボニル基又はスルホニル基を示す。]

【化5】



[式(3)中、 R^9 及び R^{10} は、それぞれ独立して、アルキル基、無置換のアリール基又は置換基を有するアリール基を示す。]

【化6】



[式(4)中、 $R^{11} \sim R^{15}$ は、それぞれ独立して、アルキル基、無置換のアリール基又は置換基を有するアリール基を示す。]

【請求項4】

前記式(1)中の R^1 と R^2 とが同じアルキル基である請求項3に記載の感熱転写記録用シート。

【請求項5】

前記式(2)中の R^5 と R^6 とが同じアルキル基である請求項3または4に記載の感熱転写記録用シート。

【請求項6】

前記式(2)中の R^7 と R^8 とが炭素数1~8の同じアルキル基である請求項3乃至5のいずれか1項に記載の感熱転写記録用シート。